日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……（同）…一
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……（同）…三
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（同）…四

公告

○開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…五
○職員団体の登録……（東京都人事委員会）…五

雑報

○全国自治宝くじの発売（二件）……（全国自治宝くじ事務協議会）…六

告示

◉東京都告示第六百八十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき小川駅西口地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年六月六日

東京都知事　小　池　百合子

一　組合の名称
　小川駅西口地区市街地再開発組合
二　事業施行期間
　令和二年四月十七日から令和十一年十二月三十一日まで
三　施行地区
　小平市小川西町四丁目及び小川東町一丁目各地内
四　事務所の所在地及び設立認可の年月日
　小平市小川西町四丁目十四番二十七号ＮＭＣビル二階
　令和二年四月十七日
五　定款及び事業計画の変更の認可の年月日
　令和六年六月六日

◉東京都告示第六百八十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき月島三丁目北地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年六月六日

東京都知事　小　池　百合子

一　組合の名称
　月島三丁目北地区市街地再開発組合
二　事業施行期間
　令和二年八月七日から令和九年六月三十日まで
三　施行地区
　中央区月島三丁目地内
四　事務所の所在地及び設立認可の年月日
　中央区月島一丁目三番二号　佃權月島ビル七階
　令和二年八月七日
五　事業計画の変更の認可の年月日
　令和六年六月六日

◉東京都告示第六百八十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月六日

東京都知事　小　池　百合子

一　形質変更時要届出区域　別図のとおり（足立区本木北町地内）
二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類　砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別　図

足立区梅田四丁目

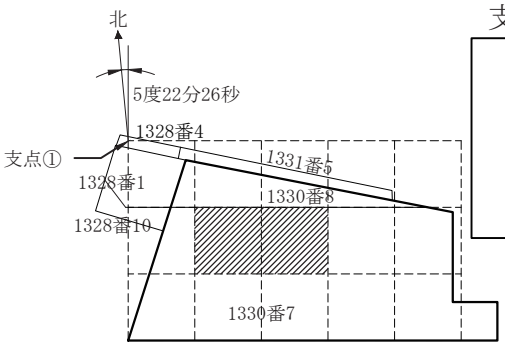

支点拡大図

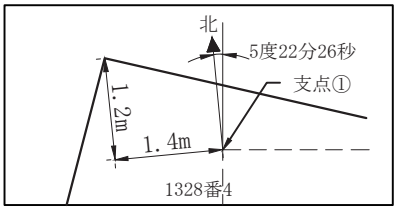

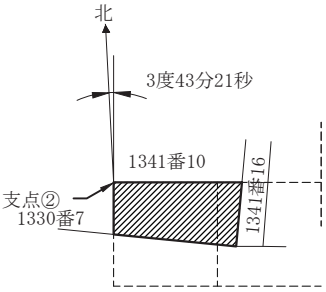

足立区関原一丁目

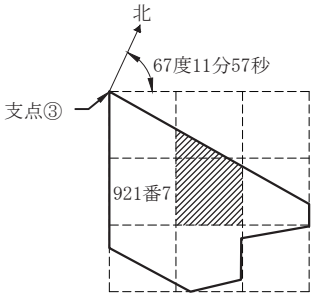

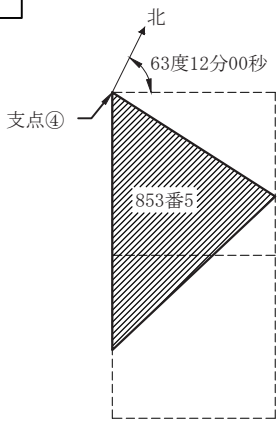

足立区梅田三丁目

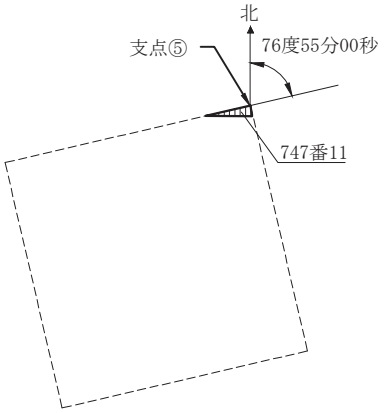

足立区本木北町

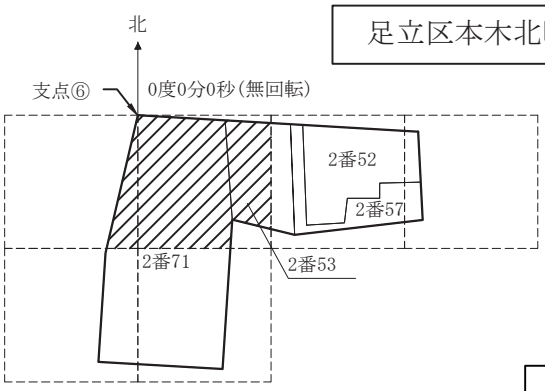

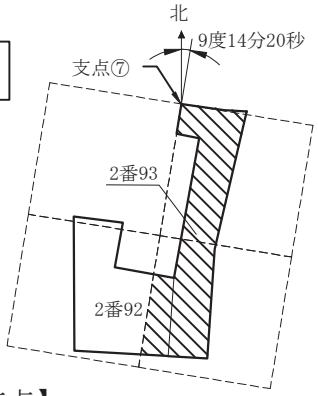

【凡例】

- 単位区画
- 筆境
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域（平成29年東京都告示第821号で指定した区域）
- 形質変更時要届出区域（令和4年東京都告示第1216号で指定した区域）
- 形質変更時要届出区域（令和5年東京都告示第876号で指定した区域）
- 形質変更時要届出区域（この告示により指定する区域）

【支点】

支点①は、足立区梅田四丁目1328番4の最北端から南に1.2m、東に1.4m移動した点とする。
支点②は、足立区梅田四丁目1341番10の最北端とする。
支点③は、足立区関原一丁目921番7の最北端とする。
支点④は、足立区関原一丁目853番5の最北端とする。
支点⑤は、足立区梅田三丁目747番11の最北端とする。
支点⑥は、足立区本木北町2番71の最北端とする。
支点⑦は、足立区本木北町2番93の最北端とする。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

支点①	5度22分26秒
支点②	3度43分21秒
支点③	67度11分57秒
支点④	63度12分00秒
支点⑤	76度55分00秒
支点⑥	0度（無回転）
支点⑦	9度14分20秒

◉東京都告示第六百九十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第八百二十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月六日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定を解除する区域　別図のとおり（港区芝浦一丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　鉛及びその化合物

三　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別図

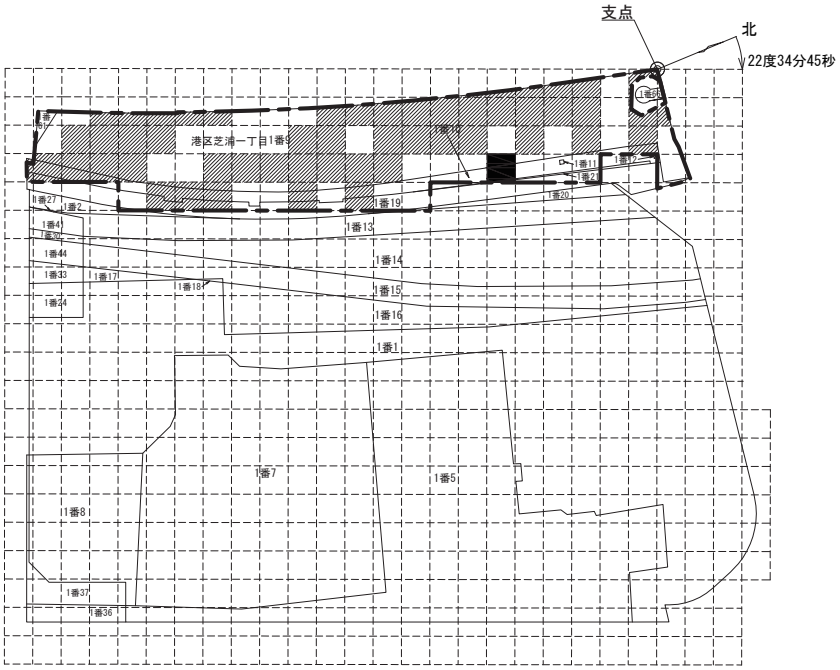

【凡例】
- ：単位区画
- ：筆境界
- ：調査対象地
- ：指定を解除する区域
- ：形質変更時要届出区域（令和2年東京都告示第823号により指定した区域）

【支点】
支点は、港区芝浦一丁目1番9の最北端とする。

【格子の回転角度(22度34分45秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

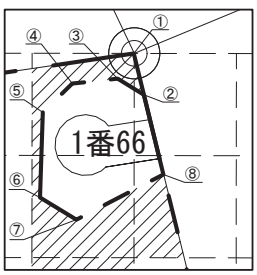

	X	Y	備考
①	0	0	支点
②	4.11	-0.63	
③	1.68	-2.40	
④	0.42	-6.68	
⑤	1.91	-10.43	
⑥	9.51	-13.87	
⑦	12.88	-11.41	
⑧	12.05	-1.85	

※座標値は、港区芝浦一丁目1番9の最北端を(X,Y)=(0,0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

◉東京都告示第六百九十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第三百五十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月六日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定を解除する区域　別図のとおり（北区中十条三丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　鉛及びその化合物

三　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別図

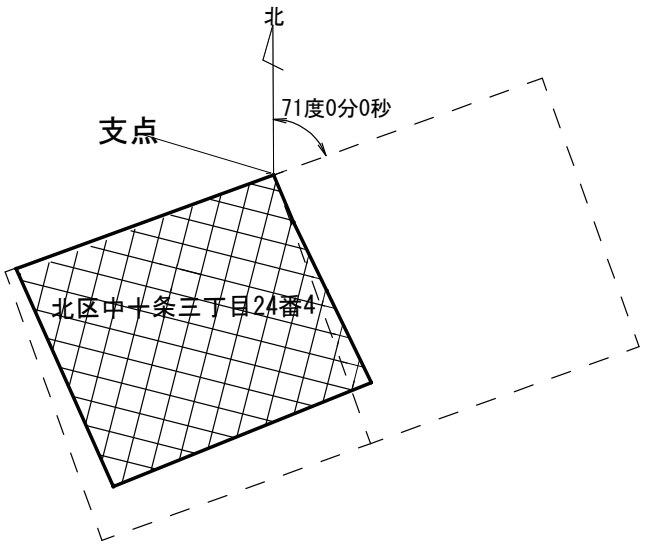

【凡　例】
- 敷地境界
- 単位区画
- 指定を解除する区域

【支点】
支点は、北区中十条三丁目24番4の最北端とする。

【格子の回転角度】71度0分0秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年六月六日

東京都多摩建築指導事務所長　茂木竜一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
小平市上水本町二丁目千六百六十三番一、千六百六十四番一、同番三及び千六百六十八番十八	新宿区信濃町三十二番地　創価学会　代表役員　長谷川重夫
三鷹市北野四丁目百十番十九、西東京市東伏見三丁目六番百十七番一の一部及び同番十（第二工区）	十九号　タクトホーム株式会社　代表取締役　小寺一裕
狛江市岩戸南四丁目五十七番一及び五十八番一	西東京市北原町三丁目二番二十二号　株式会社アーネストワン　代表取締役　松林重行

職員団体の登録について

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十三条第五項の規定に基づき、令和六年五月二十三日に次のとおり職員団体を登録した。

令和六年六月六日

東京都人事委員会

一　職員団体の名称　ＩＲＩＳ東京

二　主たる事務所の所在地　愛知県一宮市三条字新二十一番地六

三　代表者の役職及び氏名　代表　加藤豊裕

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百六十二号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和六年六月六日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長　東京都知事　小池　百合子

一　名称　第千十三回全国自治宝くじ

二　受託銀行等の名称及び所在地　株式会社みずほ銀行　千代田区大手町一丁目五番五号

三　発売の数及び総額　二億四千万枚　七百二十億円（三十億円を一単位（一ユニット）として二十四単位（二十四ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

四　証票金額　一枚三百円

五　証票型式　開封式

六　発売期間　令和六年七月八日から同年八月八日まで

七　抽せん期日　令和六年八月二十三日

八　当せん金支払開始期日　令和六年八月二十八日

九　当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
一等	五億円	一本
一等の前後賞	一億円	二本
一等の組違い賞	十万円	九十九本
二等	百万円	百本
三等	一万円	千本
四等	三千円	十万本
五等	三百円	百万本
計		百十万一千二百二本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十　注意事項

㈠　発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

㈡　証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百六十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和六年六月六日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長　東京都知事　小池　百合子

一　名称　第千十四回全国自治宝くじ

二　受託銀行等の名称及び所在地　株式会社みずほ銀行　千代田区大手町一丁目五番五号

三　発売の数及び総額　七千万枚　二百十億円（三十億円を一単位（一ユニット）として七単位（七ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

四　証票金額　一枚三百円

五　証票型式　開封式

六　発売期間　令和六年七月八日から同年八月八日まで

七　抽せん期日　令和六年八月二十三日

八　当せん金支払開始期日　令和六年八月二十八日

九　当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
一等	三千万円	十本
一等の前後賞	千万円	二十本
二等	百万円	二百本
三等	一万円	一万本
四等	三千円	十万本
五等	三百円	百万本
計		百十一万二百三十本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十　注意事項

㈠　発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

㈡　証票は、転売できない。

発行　東京都　京都号
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号163-8001
定価　本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所　三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一
電話　〇三（五二七六）〇八一一（代）
郵便番号101-0051

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。